

審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和5年度第1回津市上下水道事業経営審議会
2	開催日時	令和5年10月2日(月) 午後2時20分から午後3時まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
4	出席者の氏名	(津市上下水道事業経営審議会委員) 加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、春日勇一、中村歩夢、長谷川まゆみ、畑井育男、別所秀治、松井信幸、柳瀬学 (事務局) 上下水道事業管理者 松下浩己 上下水道事業局長 北村慎 上下水道事業局次長 竹村広己 下水道工務担当参事(兼)下水道工務課長 長谷和哉 水道工務課長 市川浩司 水道施設課長 池山裕介 下水道施設課長 川本勝久 上下水道管理局長 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 経営企画課長 鎌井幸則 営業課長 伊藤和幸 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課調整・管理担当主幹 野田遊喜 上下水道管理課主査 中出尊志
5	内容	(1) 職員紹介 (2) 議事 ア 会長及び副会長の選出について イ 津市上下水道事業経営審議会の概要について ウ その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0人
8	担当	上下水道管理局上下水道管理課管理担当 電話番号 059-237-5811 E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事内容 下記のとおり

事務局

令和5年度第1回津市上下水道事業経営審議会を行いたいと思います。

本日の会議は、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、委員10名に対しまして委員9名の方が出席をいただいておりますことから、本会議が成立しますことをご報告いたします。

なお、本審議会は、「津市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。会議結果につきましては、ホームページに掲載いたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは議事へ移りたいと存じますが、審議会の会長が選出されるまでの間、引き続き、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

会議資料の確認をさせていただきます。

お手元へお配りしてある資料といたしまして、『津市上下水道事業経営審議会委員委嘱式及び令和5年度第1回津市上下水道事業経営審議会事項書』、『津市上下水道事業経営審議会委員名簿』、『資料1津市上下水道事業経営審議会条例』、『資料2地方自治法抜粋』、『日程調整表』以上5点でございます。お手元にありますでしょうか。

では、事項書の2(1)、職員の紹介としまして、津市上下水道職員を紹介いたします。

上下水道事業管理者

【挨拶】

事務局

【上下水道事業局及び上下水道管理局職員紹介】

事務局

それでは、事項書の2(2)のアでございますが、津市上下水道事業経営審議会条例第5条に規定する会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めるものとしております。会長及び副会長の互選につきまして、委員の皆様からご意見、ご提案がありましたら、お伺いしたいと存じますがいかがでしょうか。

松井委員

事業に精通していただいております前期と同じ方でいかがでしょうか。

事務局

松井委員の方から加治佐委員を会長に、小黒委員を副会長にとのお声がありました。いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

事務局

異議なしというお声をいただきましたので、会長には加治佐隆光様、副会長に小黒敏克様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、お二人には、前の方へお席のご移動をお願い

いたします。

それでは、会長、副会長の就任にあたりまして、一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

加治佐会長

【挨拶】

小黒副会長

【挨拶】

事務局

それでは、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第1項で会長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、ここからは、加治佐会長、議事の進行につきましてよろしくお願いたします。

議長

それでは、議事進行を進めます。

お手元の事項書に基づき議事に入りたいと思いますが、議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力をよろしくお願いたします。

また、公開対象の会議でありますことから発言等につきましては挙手のうえ、指名を受けてからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、事項の2の(2)イ「津市上下水道事業経営審議会の概要について」を、議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

事項書の2(2)イ「津市上下水道事業経営審議会の概要について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料1、津市上下水道事業経営審議会条例をご覧いただきたいと思えます。

津市上下水道事業経営審議会は、本条例の規定に基づき、設置、運用しているものでございます。

まず、第1条、本審議会の設置についてでございます。本審議会につきましては、本市における水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の6つの事業に関して、これらの事業について円滑な経営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審議会でございます。

資料1をおめくりいただき、資料2をご覧ください。

地方自治法から、地方自治法第138条の4の抜粋でございます。

下線の部分が第3項となります。「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されておりますことから、本規定に基づき、津市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

資料1にお戻り下さい。

次の第2条、本審議会の所掌事務でございます。

本審議会の所掌事務につきましては、（１）上下水道事業等の基本計画の策定及び推進に関すること、（２）上下水道事業等に係る料金及び使用料に関すること、（３）上下水道事業等の経営戦略に関すること、（４）その他市長が必要と認める事項に関することの４項目でございます。これらの事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとしています。

次に、第３条、本審議会の組織でございます。

本審議会につきましては、（１）識見を有する方、（２）上下水道事業等の受益者の方、（３）公募による方、（４）その他市長が必要と認める方から１５人以内で組織構成されるものでございます。先ほどの市長からの委嘱により、本審議会につきましては、１０人で組織しております。

次に、第４条、本審議会委員の任期でございます。

委員の任期につきましては、３年と規定されています。皆さまには、令和５年１０月１日から令和８年９月３０日までの３年間、審議会委員をお願いするものでございます。ただし、欠員ができた場合の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間となります。また、現委員が、任期満了後に再任いただくこともできるとされています。

次に、第５条は、本審議会の会長、副会長に関することで、いずれも１名置くものとされており、会長は、会務を総理し審議会を代表します。また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けられたときなどは、その職務を代理していただくこととなります。先ほど、互選いただきましたとおり、会長には加治佐会長が、副会長には小黒副会長がご就任いただくこととなりました。改めてどうぞよろしく願いいたします。

次に、第６条、審議会の会議でございます。

本審議会の開催は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となります。また、本審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。審議会の議事につきましては、出席委員の過半数で決するものとされておりますが、可否同数の場合は、議長の決するところによることとなります。

次に、第７条、意見の聴取等でございます。

審議会は、審議のために必要があると認めるときは、その関係者に対して、会議に出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができます。

次に、第８条、委員会の庶務は上下水道管理局で処理対応いたします。

最後に、第９条になりますが、その他、審議会の運営上必要となる事項につきましては、会長が審議会に諮って定めるものとされています。

説明は以上となります。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。ご意見、ご質問がございましたらご発言願います。挙手していただきたいと思えます。

こういうことを話し合うのでしょうかねとかそういったこ

とでも結構ですのでありませんか。

では、よろしいでしょうかね。

無いようですので、事項の2(2)イ「津市上下水道事業経営審議会の概要について」は、この程度に留めたいと思います。

それでは次に、事項2(2)ウ「その他」についてですが、委員の皆様からご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

ありませんか。

ご意見もないことですので、この程度に留めたいと思います。

そのほか事務局から連絡事項などはございますか。

事務局

その他の事項といたしまして2点ご案内いたします。

1点目は、本審議会の今後のスケジュールについてでございます。

毎年、審議会委員の皆さまには、上下水道事業に係る前年度の事業評価に関わり審議会の開催をお願いしておりまして、本年度につきましても、第2回審議会を10月下旬から11月上旬に、第3回審議会を12月中旬ごろに2回の開催を予定しておりますので、恐れ入りますが、委員の皆さまのご予定を調整させていただくため、お手元の別紙の日程表を10月6日金曜日までに、FAX又はメールにより事務局までご回答いただきたいと存じます。

2点目は、この審議会終了後についてでございます。

また、新たに委員となられました春日様、中村様、長谷川様、別所様、柳瀬様の5名の委員の皆さまにつきましても、審議会終了後、引き続き、事業評価の実施方法や上下水道事業の経営に関わる第2次津市水道事業基本計画、津市下水道事業基本計画につきましても、もう少し詳細な内容に関して担当者からご説明申し上げたいと思いますので、お時間を頂戴いたしたいと存じます。

説明は以上となります。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。

ご意見、ご質問がございましたらご発言願います。

無いようですので、本日の議事は全て終了といたします。

なお、5名の委員の皆様方には、引き続き、事務局から審議会に関する事務についての説明があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

委員の皆さまには、議事進行について格別のご協力をいただきありがとうございました。

私の方からは以上です。

事務局

加治佐会長、小黑副会長また委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、松下上下水道事業管理者よりお礼を申し上げます。

上下水道事業  
管理者

【挨拶】

事務局

これもちまして、令和5年度第1回津市上下水道事業経営  
審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。